

特定個人情報保護評価について(1)

(1) 特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを自ら宣言するものである。

(2) 評価の目的

- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つである。
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

(3) 特定個人情報ファイル

- 「特定個人情報ファイル」とは、「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」をいい、「個人情報を含む情報の集合物」であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したもののことである。

(4) 評価の実施主体

- 国の行政機関の長や地方公共団体の長、独立行政法人等などのうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、原則として、特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられている。

特定個人情報保護評価について(2)

(5) 評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務である。
ただし、以下の事務については特定個人情報保護評価の実施は義務付けられない。
 - ・ 職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - ・ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
 - ・ 当該事務において保有する特定個人情報ファイルに記録される本人の数（以下「対象人数」という。）が1,000人未満の事務 など
- なお、上記のとおり、対象人数が1,000人未満の事務については、本来、基礎項目評価書の作成は任意となるが、各事務における個人番号の利用予定に係る状況を確認する必要があるため、本市では特定個人情報ファイルを利用する全ての事務について基礎項目評価書を作成することとしている。
- 原則として、法令上の事務ごと、番号法別表第1に掲げる事務ごとに実施する。

(6) 評価の種類

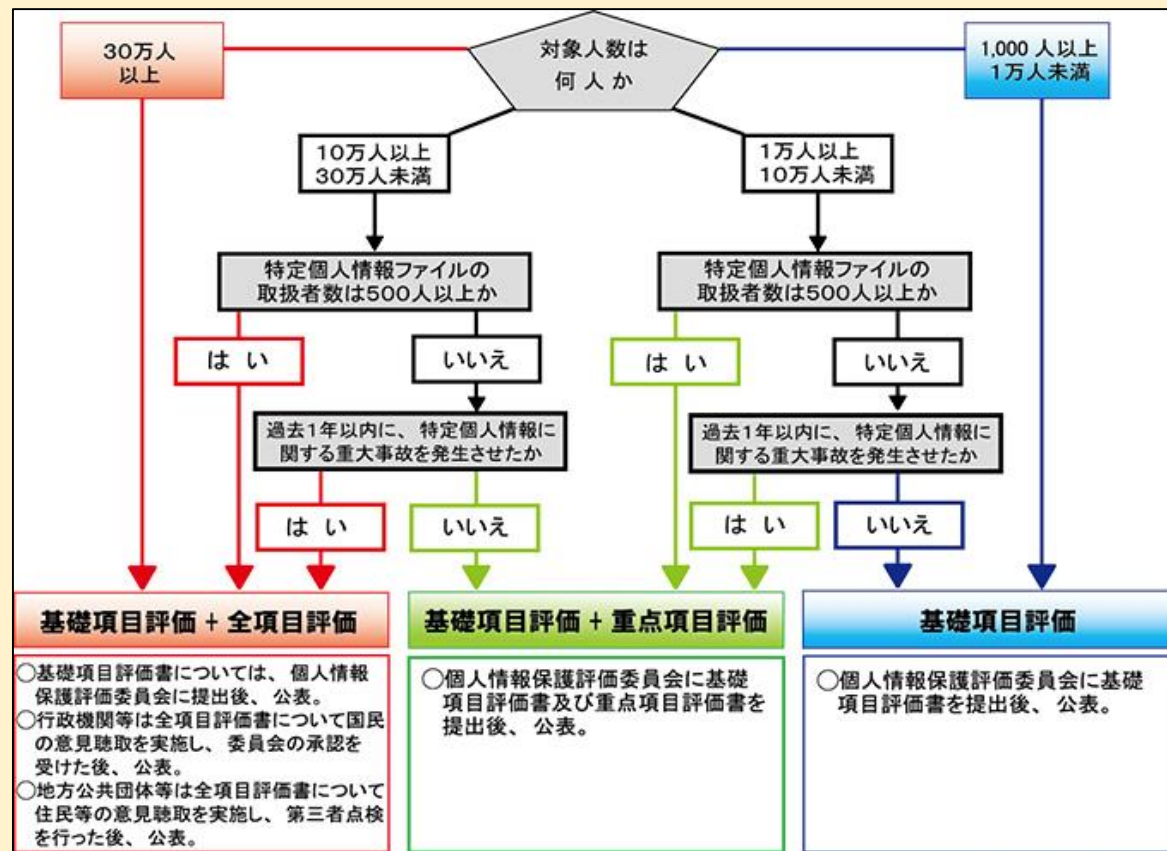
- 評価は、
 - ① 基礎項目評価
 - ② 重点項目評価
 - ③ 全項目評価という3種類の仕組みから構成される。
- 「① 基礎項目評価」「② 重点項目評価」「③ 全項目評価」となるにつれ、評価書の記載事項も増え、評価の実施に伴うプロセスも増える。
- 評価を行う機関は、個人番号を取り扱う事務ごとに、
 - a 対象人数（当該事務において保有する特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数）
 - b 当該事務に従事する者の数（特定個人情報ファイルを取り扱う委託業者の従業者を含む。以下「取扱者数」という。）
 - c 同一実施機関内での特定個人情報に係る重大事故の発生の有無に基づき、上記①～③のいずれの評価を行うかを決定する。この決定過程を「しきい値判断」という。

特定個人情報保護評価について(3)

(7) しきい値判断

○ しきい値判断は、次のフローに沿って行う。

しきい値判断のフロー図



特定個人情報保護評価について(4)

(8) 評価の内容

全項目評価

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
3. 特定個人情報ファイル名
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
5. 個人番号の利用
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
7. 評価実施機関における担当部署
8. 他の評価実施機関
(別添え1)業務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 名称
2. 基本情報
3. 特定個人情報の入手・使用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報の移転(委託に伴うものを除く。)
6. 特定個人情報の保管・消去
7. 備考

III リスク対策

1. 特定個人情報ファイル名
2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
3. 特定個人情報の使用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
7. 特定個人情報の保管・消去

IV その他のリスク対策

1. 監査
2. 従業者に対する教育・啓発

3. その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価
2. 国民・住民等からの意見の徴取
3. 第三者点検
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】
(別添え3)変更箇所

※ 「基礎項目評価」「重点項目評価」については割愛している。

特定個人情報保護評価について(5)

(9) 第三者点検

ア 「第三者点検」

- 「第三者点検」とは、個人情報の保護に関する専門的知見を持つ者から、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する意見助言・指導を聴くことをいう。
- 全項目評価を行った地方公共団体等は、住民等の意見を求め必要な見直しを行った当該評価書について、個人情報保護委員課へ提出する前に、「第三者点検」を受けることが、特定個人情報保護評価規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)において定められている。
- 当該点検は、評価実施機関が評価の内容を決定するに当たって、外部の有識者の意見を伺うことで、当該評価の適合性や妥当性を客観的に担保することを目的としている。

イ 第三者点検における点検の基準

- 第三者点検における点検の基準として、明確にこれを定めたものはないが、「特定個人情報保護評価指針」(平成26年個人情報保護委員会。以下「指針」という。)等において、個人情報保護委員会による全項目評価書の承認に際しての審査の観点として、「適合性」及び「妥当性」の2つが示されており、具体的には以下のような点を審査することとされていることから、地方公共団体が行う第三者点検においても参考になるものと考えられる。
 - (1) 「適合性」(指針に定める実施手続等に適合した評価を実施しているかについて審査する)
 - ・ しきい値判断に誤りはないか。
 - ・ 適切な実施主体が評価を実施しているか。
 - ・ 非公表としている部分は、適切な範囲か。 等
 - (2) 「妥当性」(評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし妥当と認められるかについて審査する)
 - ・ 評価の実施を担当する部署は、評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
 - ・ 評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。 等

特定個人情報保護評価について(6)

(10) 評価の実施時期

ア 新規保有時

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、評価を実施しなければならない（評価の実施とは、評価書の公表までを指す）。

イ 新規保有時以外

- 過去に評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、当該評価の再実施を行うのは次の場合である。
 - ① 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - ② しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - ③ 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、評価を再実施するよう努めなければならない。

(11) 評価に係る違反に対する措置

ア 評価の未実施に対する措置

- 評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがあることから、情報連携（情報提供ネットワークシステムを利用して、国と地方公共団体など、異なる行政機関の間で保有しているマイナンバーに紐付いた個人情報をやり取りすること。）を行うことを禁止している。
- 国の個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。

イ 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置

- 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価書の記載に反していた際は、個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。